

平成 30 年 1 月 24 日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

平成 30 年 1 月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
平成 30 年 1 月 24 日提出	(課長) 鎌崎 孝善 (担当係長) 平林 洋一

タイトル	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正について																									
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議																									
要旨	当該規則中、教職員住宅の1戸当たり貸付料月額を改めるとともに、教職員住宅としての用途を廃止した物件を除外するもの。																									
説明	1 規則改正の概要 (1) 貸付料月額の改定 現在の教職員住宅の1戸当たり貸付料月額は、平成25年度の改定以来5年が経過するため、前回と同様の算定方法（建築後年数・構造・延べ床面積を要素とした算定）に基づき改定します。 (2) 建築年度の統一 規則別表の建築年度については、「建築年」と「建築年度」が混在しているため、「建築年度」に統一します。 (3) 「構造」の追加 教職員住宅の「構造」は、教職員住宅1戸当たり貸付料月額算定の要素の一つであるため、規則別表に追加します。 (4) 教職員住宅の用途廃止に伴い該当住宅を規則から削除します。 [削除する教職員住宅] <table><tr><th>住宅の名称</th><th>戸数</th><th>位置</th><th>1戸当たり面積</th><th>建築年度</th></tr><tr><td>宮南教職員住宅31号</td><td>1</td><td>安曇野市豊科 5228番地12</td><td>61.27</td><td>昭和52年度</td></tr><tr><td>柏原教職員住宅1号 及び2号</td><td>2</td><td>安曇野市穂高柏 原2472番地2</td><td>57.96</td><td>昭和57年度</td></tr><tr><td>柏原教職員住宅3号 及び4号</td><td>2</td><td>安曇野市穂高柏 原2472番地2</td><td>57.96</td><td>昭和58年度</td></tr><tr><td>柏矢町教職員住宅</td><td>1</td><td>安曇野市穂高柏 原1545番地1</td><td>58.79</td><td>昭和59年度</td></tr></table>	住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり面積	建築年度	宮南教職員住宅31号	1	安曇野市豊科 5228番地12	61.27	昭和52年度	柏原教職員住宅1号 及び2号	2	安曇野市穂高柏 原2472番地2	57.96	昭和57年度	柏原教職員住宅3号 及び4号	2	安曇野市穂高柏 原2472番地2	57.96	昭和58年度	柏矢町教職員住宅	1	安曇野市穂高柏 原1545番地1	58.79	昭和59年度
住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり面積	建築年度																						
宮南教職員住宅31号	1	安曇野市豊科 5228番地12	61.27	昭和52年度																						
柏原教職員住宅1号 及び2号	2	安曇野市穂高柏 原2472番地2	57.96	昭和57年度																						
柏原教職員住宅3号 及び4号	2	安曇野市穂高柏 原2472番地2	57.96	昭和58年度																						
柏矢町教職員住宅	1	安曇野市穂高柏 原1545番地1	58.79	昭和59年度																						

住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり面積	建築年度
柏矢町教職員住宅 (校長住宅)	1	安曇野市穂高柏原1545番地1	78.66	昭和56年度
押野教職員住宅A棟 及びB棟	2	安曇野市明科七貴4586番地2	80.33	平成12年度
押野教職員住宅C棟	8	安曇野市明科七貴4586番地2	46.95	平成10年度

2 貸付料改定の概要

(1) 教職員住宅の入居率等(平成30年1月15日現在)

入居可能戸数 75戸 入居戸数 48戸 入居率 64.00パーセント

(2) 貸付料改定に伴う減収見込額等

区 分	改定前 (H25~29)	改定後 (H30~34)	比 較
入居戸数 a	48戸	48戸※	-
家賃総額(1か月当たり) b	755,500円	681,500円	△74,000円
1戸当たりの家賃平均 (1か月当たり) b/a	15,739円	14,197円	△1,542円
歳入総額 b×12ヶ月	9,066,000円	8,178,000円	△888,000円

※改定後の「入居戸数」は平成29年度と同数を見込む。

3 施行期日

教育委員会での承認及び法規審査委員会による審査を受け、平成30年4月1日施行を予定。

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋 渡 勝 也

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

安曇野市教職員住宅管理規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

住宅の名称	戸数	位置	1 戸当たり 延面積 ㎡	1 戸当たり 貸付料月額 円	建築年度	構造
細萱教職員住宅 15 号から 18 号まで	4	安曇野市豊 科 南 穂 高 3626 番地 2	80.97	29,800	平成 3 年度	R C
東小教職員住宅 35 号（校長住宅）	1	安曇野市豊 科 田 沢 7040 番地 49	79.50	7,350	昭和 56 年度	W
田沢教職員住宅 36 号から 38 号まで	3	安曇野市豊 科 田 沢 7040 番地 49	69.60	5,550	昭和 56 年度	W
南中教職員住宅 39 号（校長住宅）	1	安曇野市豊 科 3325 番地	84.46	8,200	昭和 59 年度	W
南中教職員住宅 40 号	1	安曇野市豊 科 3320 番地 1	65.39	5,200	昭和 59 年度	W
踏入教職員住宅 41 号から 48 号まで	8	安曇野市豊 科 南 穂 高 2736 番地 3	51.84	11,100	平成 2 年度	R C

吉野教職員住宅49号から52号まで	4	安曇野市豊科4005番地18	80.97	32,800	平成4年度	R C
上原北教職員住宅A棟	12	安曇野市穂高8106番地22	51.80	12,250	昭和62年度	R C
上原北教職員住宅B棟	6	安曇野市穂高8106番地22	70.70	23,600	昭和62年度	R C
上原北教職員住宅B棟101号、201号及び301号	3	安曇野市穂高8106番地22	74.77	24,750	昭和62年度	R C
上原北教職員住宅(校長住宅)	1	安曇野市穂高8106番地24	77.43	7,100	昭和61年度	W
橋爪教職員住宅	6	安曇野市穂高有明4951番地1	39.60	8,900	平成8年度	S
橋爪教職員住宅(校長住宅)	2	安曇野市穂高有明4951番地1	68.04	16,500	平成8年度	S
上原教職員住宅	1	安曇野市穂高8147番地14	59.62	4,900	昭和59年度	W
下長尾教職員住宅	2	安曇野市三郷温2625番地9	61.50	6,550	昭和63年度	W
下長尾教職員住宅	2	安曇野市三郷温2625番地9	61.50	6,550	平成元年度	W
二木教職員住宅A棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地1	86.50	18,300	平成4年度	W

二木教職員住宅B棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地1	63.00	8,750	平成4年度	W
二木教職員住宅C棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地1	63.00	8,750	平成4年度	W
二木教職員住宅D棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地1	63.00	8,750	平成5年度	W
二木教職員住宅E棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地1	63.00	8,750	平成6年度	W
堀金教職員住宅1号及び8号	2	安曇野市堀金烏川2374番地	68.52	17,450	平成2年度	R C
堀金教職員住宅2号から7号まで	6	安曇野市堀金烏川2374番地	50.75	10,500	平成2年度	R C

備考

表中Wは木造、R Cは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の安曇野市教職員住宅管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る1戸当たり貸付料月額から適用し、同日前の貸付料月額については、なお従前の例による。

新旧対照表

○安曇野市教職員住宅管理規則（17年安曇野市教育委員会規則第12号）の一部改正

新							旧						
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）						
住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 ㎡	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度	構造	住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 ㎡	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度	
細萱教職員住宅15号から18号まで	4	安曇野市豊科南穂高3626番地2	80.97	29,800	平成3年	RC	細萱教職員住宅15号から18号まで	4	安曇野市豊科南穂高3626番地2	80.97	33,600	平成4年	
東小教職員住宅35号（校長住宅）	1	安曇野市豊科田沢7040番地49	79.50	7,350	昭和56年	W	宮南教職員住宅31号	1	安曇野市豊科5228番地12	61.27	4,700	昭和52年	
田沢教職員住宅36号から38号まで	3	安曇野市豊科田沢7040番地49	69.60	5,550	昭和56年	W	東小教職員住宅35号（校長住宅）	1	安曇野市豊科田沢7040番地49	79.50	9,900	昭和57年	
南中教職員住宅39号（校長住宅）	1	安曇野市豊科3325番地	84.46	8,200	昭和59年	W	田沢教職員住宅36号から38号まで	3	安曇野市豊科田沢7040番地49	69.60	6,700	昭和57年	
南中教職員住宅40号	1	安曇野市豊科3320番地1	65.39	5,200	昭和59年	W	南中教職員住宅39号（校長住宅）	1	安曇野市豊科3325番地	84.46	11,700	昭和60年	
踏入教職員住宅41号から48号まで	8	安曇野市豊科南穂高2736番地3	51.84	11,100	平成2年	RC	南中教職員住宅40号	1	安曇野市豊科3320番地1	65.39	6,400	昭和60年	
吉野教職員住宅49号から52号まで	4	安曇野市豊科4005番地18	80.97	32,800	平成4年	RC	踏入教職員住宅41号から48号まで	8	安曇野市豊科南穂高2736番地3	51.84	12,700	平成3年	
上原北教職員住宅A棟	12	安曇野市穂高8106番地22	51.80	12,250	昭和62年	RC	吉野教職員住宅49号から52号まで	4	安曇野市豊科4005番地18	80.97	33,600	平成5年	
上原北教職員住宅B棟	6	安曇野市穂高8106番地22	70.70	23,600	昭和62年	RC	上原北教職員住宅A棟	12	安曇野市穂高8106番地22	51.80	12,500	昭和62年	
上原北教職員住宅	3	安曇野市穂高	74.77	24,750	昭和62年	RC	上原北教職員住宅	6	安曇野市穂高	70.70	23,800	昭和62年	

住宅B棟101号、201号及び301号	8106番地22		度	
上原北教職員住宅 (校長住宅)	安曇野市穂高 8106番地24	1	77.43	昭和61年 7.100度
橋爪教職員住宅	安曇野市穂高有明 4951番地1	6	39.60	平成8年 8.900度
橋爪教職員住宅 (校長住宅)	安曇野市穂高有明 4951番地1	2	68.04	平成8年 16.500度
上原教職員住宅	安曇野市穂高 8147番地14	1	59.62	昭和59年 4.900度
下長尾教職員住宅	安曇野市三郷温 2625番地9	2	61.50	昭和63年 6.550度
下長尾教職員住宅	安曇野市三郷温 2625番地9	2	61.50	平成元年 6.550度
二木教職員住宅A棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	86.50	平成4年 18.300度
二木教職員住宅B棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	63.00	平成4年 8.750度
二木教職員住宅C棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	63.00	平成4年 8.750度
二木教職員住宅D棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	63.00	平成5年 8.750度
二木教職員住宅E棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	63.00	平成6年 8.750度
堀金教職員住宅1号及び8号	安曇野市堀金鳥川 2374番地	2	68.52	平成2年 17.450度
堀金教職員住宅2号から7号まで	安曇野市堀金鳥川 2374番地	6	50.75	平成2年 10.500度

宅B棟	8106番地22		度	
上原北教職員住宅B棟101号、201号及び301号	安曇野市穂高 8106番地22	3	74.77	昭和62年 25.000度
上原北教職員住宅 (校長住宅)	安曇野市穂高 8106番地22	1	77.43	昭和61年 13.000度
橋爪教職員住宅	安曇野市穂高有明 4951番地1	6	39.60	平成9年 10.400度
橋爪教職員住宅 (校長住宅)	安曇野市穂高有明 4951番地1	2	68.04	平成9年 19.800度
柏原教職員住宅1号及び2号	安曇野市穂高柏原 2472番地2	2	57.96	昭和57年 5.800度
柏原教職員住宅3号及び4号	安曇野市穂高柏原 2472番地2	2	57.96	昭和58年 5.800度
柏矢町教職員住宅	安曇野市穂高柏原 1545番地1	1	58.79	昭和59年 10.500度
柏矢町教職員住宅 (校長住宅)	安曇野市穂高柏原 1545番地1	1	78.66	昭和56年 9.900度
上原教職員住宅	安曇野市穂高 8147番地14	1	59.62	昭和59年 6.000度
下長尾教職員住宅	安曇野市三郷温 2625番地9	2	61.50	昭和63年 7.900度
下長尾教職員住宅	安曇野市三郷温 2625番地9	2	61.50	平成元年 7.900度
二木教職員住宅A棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	86.50	平成4年 23.800度
二木教職員住宅B棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	63.00	平成4年 11.700度
二木教職員住宅C棟	安曇野市三郷明 盛4950番地1	2	63.00	平成4年 11.700度

備考

表中Wは木造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の安曇野市教職員住宅管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る1戸当たり貸付料月額から適用し、同日前の貸付料月額については、なお従前の例による。

二木教職員住宅 D棟	2	安曇野市三郷明 盛4950番地1	63.00	11,700 度	平成5年
二木教職員住宅 E棟	2	安曇野市三郷明 盛4950番地1	63.00	11,700 度	平成6年
堀金教職員住宅 1号及び8号	2	安曇野市堀金烏 川2374番地	68.52	17,700 度	平成2年
堀金教職員住宅 2号から7号ま で	6	安曇野市堀金烏 川2374番地	50.75	11,300 度	平成2年
押野教職員住宅 A棟及びB棟	2	安曇野市明科七 貴4586番地2	80.33	33,600 度	平成12年
押野教職員住宅 C棟	8	安曇野市明科七 貴4586番地2	46.95	13,600 度	平成10年

議案第 2 号	教育部 各課
平成 30 年 1 月 24 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 後援 1 件 (詳細 別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第 1 項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1605 H30.1.11		文化	PIECE OF PEACE 「レゴブロック」で作った 世界遺産展	信濃毎日新聞 社松本本社	松本本社 代表 石田和彦	信濃毎日新聞 社、松本ハルコ	イベントの取り組み 後援について広く一般 に周知するため	1月10日	平成30年 5月12日 (土)～6 月3日(日)		月 日	信毎メディア アガールデ ン 松本パ ルコ	世界27ヶ国42の世界遺産を「レ ゴブロック」で再現するとともに、展 覧会中に来場者が実際にレゴブ ロックを使って作品を制作・展示 するコーナーも設けて子どもから 大人まで楽しみながら世界遺産 の現状や取り組みを学ぶイベント とする。	展示内容 ①レゴブロックで作っ た世界遺産(27ヶ国の世界遺産 42作品+地球 計43作品)②宇 宙から見た世界遺産(映像・写 真) ③みんなで作るPEACE! 白いレゴブロックで夢の松本の街 をつくろう！(来場者参加企画) ④ユネスコ「世界遺産活動」紹介 入場料:一般600円(前売 500 円)小学生400円(前売券の販売 なし) ペアチケット一般2枚/前売 券の販売のみ)900円*入場料 の一部をユネスコ世界遺産活動 へ寄付する。	-	-	-	基準第 3条第2 項によ り可

平成 30 年 1 月 24 日開催

安曇野市教育委員会 1 月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 2 号の 2	教育部 各課
平成 30 年 1 月 24 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 後援 1 件 文化課 後援 1 件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校又は学校の連合体
- 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。
- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
 - (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
 - (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
 - (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
 - (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成29年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1019	H30.1.16	社会 教育 担当	きもカワ生き物展	株式会社 井上	代表取締役 井上 保	株式会社 井上	家族・友人で楽し めたらんので、幅 広い告知を展開し たい	1月#	平成30年 3月17日 ～4月1日			山形村 ア インスティ テ	普段目にすることのでき ない珍しい生き物たちを 見たり、直接触れる事 で、生体の学びの場と 家族とのふれあいの場と したい。	生態展示・ふれあいコー ナー・生き物映像上映 一般(高校生以上) 600円 子ども(3歳～中学生) 300円 2歳以下 無料	-	-	-	基準第3 案第2項 により 可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1642H30.1.17		文化	開館60周年企画展	公益財団法人 礒山美術館	公益財団法人 礒山美術館		安曇野に育まれた 美術館の60周年 を記念する展覧会 の幅広い周知の ため	1月16日	①平成30年4月21 日(土)～5月27 日(日) ②7月21日(土)～9 月2日(日) ③9月22日(土)～ 11月4日(日) ④11月23日(金)～ 平成31年3月15日 (金)	承認	月	①～③礒山 館、杜江館第 一・第二展示 棟 ④杜江館	日本近代彫刻の先覚者、萩 原守衛(礒山)の芸術を顕 彰している礒山美術館は本 年4月22日に開館60周年 を迎える。それを記念し、開 館60周年記念事業として企 画し萩原守衛(礒山)やその 系譜に連なる作家の生命の 芸術を紹介する。	企画展は①萩原守衛の人 と芸術(part1)②萩原守衛 の人と芸術(part2)③萩原 守衛の人と芸術(part3)、 ④礒山美術館の創立、展 と4企画を開催する。①の 企画展では通常は展示し ていない「北條虎吉像」(重 要文化財)を20年ぶりに 展示し、礒山美術館の60 年にわたるコレクションの 拡充を感じていただく。入 場料は大人700円、高校 生300円、小中生150円	-	-	-	基準第3 案第2項 により可

【教育委員会 1 月定例会提出資料】

議案第 3 号	教育部 学校教育課
平成 30 年 1 月 24 日提出	(課長) 鎌崎 孝善 (担当係長) 平林 洋一

タイトル	有明高原寮視察委員会委員候補の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市教育委員会に対して、有明高原寮長より有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦依頼があったので、委員の選任について協議をお願いするものです。
説明	1 有明高原寮視察委員会委員 (1) 推薦依頼者 有明高原寮長 小山 浩紀 (2) 推薦人数 安曇野市教育委員会委員より 1 人 (3) 推薦期限 平成 30 年 1 月 27 日 (4) 参考 少年法の改正により、社会に開かれた施設運営推進を図り、施設運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会の設置について定められました。全ての少年院に視察委員会が設置され、7 名以内の有識者で構成（有明高原寮視察委員会委員は 4 名）されています。委員は、少年院を視察し、その運営に関する意見を述べ、それらの意見を受けて施設長が講じた措置の概要を公表することとされています。 2 有明高原寮視察委員会委員の職名 弁護士 1 名 安曇野市教育委員会委員 1 名 医師 1 名 地元代表 1 名 3 平成 29 年度の主な活動内容 別紙のとおり

平成29年度有明高原寮視察委員会活動内容

第1回（平成29年6月13日） 出席者4名

- 概要説明
- 寮内見学
- 提案箱開封

第2回（平成29年8月8日） 出席者3名

- ピアノ演奏会見学
- 少年との面接（2名）
- 質疑応答
- 提案箱開封

第3回（平成29年10月17日） 出席者3名

- 秋の保護者会参加
- 少年との面接（2名）
- 質疑応答
- 提案箱開封

第4回（平成30年1月9日） 出席者4名

- 少年との面接（2名）
- 職員との座談会（3名）
- 質疑応答
- 提案箱回収

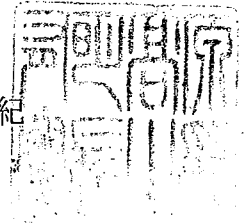


有高発第33号

平成30年1月16日

安曇野市教育委員会教育長 橋 渡 勝 也 殿

有明高原寮長 小 山 浩 紀



有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について（依頼）

平素から有明高原寮視察委員会の運営につきましては格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度につきましても貴教育委員会から有明高原寮視察委員候補者を御推薦いただきたく、何卒お願い申し上げます。

今年度につきましても、年度末で一旦終了し、新年度4月に新たに就任していただく予定であります。現在の委員を引き続き御推薦いただいても、新たな方を御推薦いただいても結構です。

別添留意事項を御参照の上、別紙様式により1名の御推薦を本年1月27日までに返信くださいますよう、よろしくお願いいたします。

少年院視察委員会委員候補者資料

(安曇野市教育委員会)

ふりがな			性別	
氏 名				
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)			
住 所	〒 ー 電話 () ー			
職 業 (役職)	()			
推 薦 理 由				
勤務先等の 承諾の要否	要・否	承諾が必要な 場合の連絡先		

上記の者を有明高原寮視察委員会委員候補者として推薦します。

平成 年 月 日

団体名

氏 名

印

留 意 事 項

少年院視察委員会の委員になるためには、少年院に関する専門的な知識を有している必要はなく、少年院法第9条第2項に定める要件を満たしていれば、委員候補者となることが可能です。

◎少年院法（第9条第2項）

委員は、人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

ただし、委員は非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員法の規定により官職に就くことができないとされている方は、推薦を頂いても委員に任命することはできません。

◎国家公務員法（第38条）

次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第111条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、委員には中立的な立場で活動していただく必要がありますので、少年院の職員（職員であった者を含む。）や在院者はもちろん、例えば、これらの者の親族の方、在院者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人になっている方、当該少年院における措置等を理由として在院者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人になっている方などは、法律に定められた要件を充たしている場合であっても、委員としてはふさわしくありません。

報告第1号	教育部 生涯学習課
平成30年1月24日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 白井 良守

タイトル	安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱の一部改正について																									
報告を要する事項の内容	要綱の一部改正に伴う報告																									
要旨	表彰の対象範囲を広げることで、より多くの公民館活動推進功労者を表彰するため、安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱の一部を改正するもの。																									
説明	【要綱改正の内容】 第2条第1号のうち、「8年以上」を「通算して8年以上」に改めました。 第2条第3号のうち、「役員」を「館長、副館長、主事又は各部等の部長」に改め、「退職した者」の次に「又は通算して8年以上務め退職した者。ただし、既に表彰された者は、その対象となった期間を除く。」を加えました。 第2条第4号を削り、第5号を第4号としました。 【参考】 安曇野市公民館活動推進功労者表彰の実績 <table><tr><th>表彰年度</th><th>所属公民館</th><th>氏 名</th><th>表彰対象の経歴</th></tr><tr><td rowspan="3">H29</td><td>潮沢地区公民館</td><td>二木 幸三</td><td>・公民館主事3年 ・公民館長2年</td></tr><tr><td>大口沢地区公民館</td><td>望月 逸郎</td><td>・公民館主事2年 ・公民館長2年</td></tr><tr><td>殿村地区公民館</td><td>新井 基之</td><td>・公民館文化部長2年 ・公民館長2年</td></tr><tr><td>H28</td><td>柏原地区公民館</td><td>中島 清明</td><td>・公民館長4年</td></tr><tr><td rowspan="2">H27</td><td>大口沢地区公民館</td><td>市川 千尋</td><td>・公民館主事2年 ・公民館長2年</td></tr><tr><td>明科公民館</td><td>浅見 郁子</td><td>・公民館長6年</td></tr></table>	表彰年度	所属公民館	氏 名	表彰対象の経歴	H29	潮沢地区公民館	二木 幸三	・公民館主事3年 ・公民館長2年	大口沢地区公民館	望月 逸郎	・公民館主事2年 ・公民館長2年	殿村地区公民館	新井 基之	・公民館文化部長2年 ・公民館長2年	H28	柏原地区公民館	中島 清明	・公民館長4年	H27	大口沢地区公民館	市川 千尋	・公民館主事2年 ・公民館長2年	明科公民館	浅見 郁子	・公民館長6年
表彰年度	所属公民館	氏 名	表彰対象の経歴																							
H29	潮沢地区公民館	二木 幸三	・公民館主事3年 ・公民館長2年																							
	大口沢地区公民館	望月 逸郎	・公民館主事2年 ・公民館長2年																							
	殿村地区公民館	新井 基之	・公民館文化部長2年 ・公民館長2年																							
H28	柏原地区公民館	中島 清明	・公民館長4年																							
H27	大口沢地区公民館	市川 千尋	・公民館主事2年 ・公民館長2年																							
	明科公民館	浅見 郁子	・公民館長6年																							

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年 1 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋 渡 勝 也

第2条第1号中「8年以上」を「通算して8年以上」に改める。

第2条第3号中「役員」を「館長、副館長、主事又は各部等の部長」に改め、「退職した者」の次に「又は通算して8年以上務め退職した者」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、既に表彰された者は、その対象となった期間を除く。

第2条第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第12号）の一部改正

改正後	改正前
(表彰の対象) 第2条 表彰の対象は、公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 安曇野市公民館の委員で<u>通算して8年以上</u>その職務に従事し退職した者 (2) (略) (3) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に基づき、安曇野市地区公民館の館長、副館長、主事又は各部等の部長の職にあり、継続して4年以上務め退職した者又は通算して8年以上務め退職した者。ただし、既に表彰された者は、その対象となつた期間を除く。 (4) (略)	(表彰の対象) 第2条 表彰の対象は、公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 安曇野市公民館の委員で<u>8年以上</u>その職務に従事し退職した者 (2) (略) (3) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に基づき、安曇野市地区公民館の<u>役員</u>の職にあり、継続して4年以上務め退職した者 (4) <u>合併以前から前号の職にあり、条件を満たし退職した者</u> (5) (略)

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市公民館活動推進功労者を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 安曇野市公民館の委員で通算して8年以上その職務に従事し退職した者
- (2) 安曇野市中央公民館長又は安曇野市中央公民館分館長の職にあり、通算して6年以上務め退職した者
- (3) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に基づく、安曇野市地区公民館の館長、副館長、主事又は各部等の長の職にあり、継続して4年以上務め退職した者又は通算して8年以上務め退職した者。ただし、既に表彰された者は、その対象となつた期間を除く。
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に公民館活動に関し優れた功績があつて表彰すると認められる個人又は団体

(表彰の決定)

第3条 表彰は、安曇野市公民館長会が決定する。

(表彰の推薦)

第4条 安曇野市中央公民館分館長は、表彰候補者について安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書(別記様式)を作成し、安曇野市公民館長会の定める期日までに安曇野市公民館長会に提出するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

2 表彰は、安曇野市公民館大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

報告第2号	教育部 生涯学習課
平成30年1月24日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 臼井 良守

タイトル	安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について																																		
報告を要する事項の内容	要綱の一部改正に伴う報告																																		
要旨	審査を行う前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に発行された回数や各号ごとの内容についても審査対象とするため、安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部を改正するもの。																																		
説明	【要綱改正の内容】 第3条のうち、「点数」を「件数」に、「1点」を「1件」に、「2点」を「2件」に改めました。 第4条のうち、「ただし、申請する地区公民館報（以下、「応募作品」という。）は、各地区公民館につき1点限りとする」を削り、同条に「2 申請する地区公民館報は、第2条で定めた期間に発行されたもの全てとする。」を加えました。 第5条のうち、「応募作品」を「地区公民館報」に改めました。別記様式（第4条関係）を別紙のとおり改めました。 【参考】 安曇野市地区公民館報表彰の実績 <table><tr><th>表彰年度</th><th>賞</th><th>地区公民館</th><th>受賞者</th></tr><tr><td rowspan="3">H29</td><td>最優秀賞</td><td>豊里地区公民館</td><td>公民館長 松岡 良介</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>野沢地区公民館</td><td>公民館長 樋口 眞</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>柏原地区公民館</td><td>公民館長 望月 穂照</td></tr><tr><td rowspan="3">H28</td><td>最優秀賞</td><td>豊里地区公民館</td><td>公民館長 松岡 良介</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>野沢地区公民館</td><td>公民館長 樋口 眞</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>上堀地区公民館</td><td>公民館長 石原 英俊</td></tr><tr><td rowspan="3">H27</td><td>最優秀賞</td><td>豊里地区公民館</td><td>公民館長 奥田 佳孝</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>柏原地区公民館</td><td>公民館長 中島 清明</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>野沢地区公民館</td><td>公民館長 安坂 俊一</td></tr></table>	表彰年度	賞	地区公民館	受賞者	H29	最優秀賞	豊里地区公民館	公民館長 松岡 良介	優秀賞	野沢地区公民館	公民館長 樋口 眞	優秀賞	柏原地区公民館	公民館長 望月 穂照	H28	最優秀賞	豊里地区公民館	公民館長 松岡 良介	優秀賞	野沢地区公民館	公民館長 樋口 眞	優秀賞	上堀地区公民館	公民館長 石原 英俊	H27	最優秀賞	豊里地区公民館	公民館長 奥田 佳孝	優秀賞	柏原地区公民館	公民館長 中島 清明	優秀賞	野沢地区公民館	公民館長 安坂 俊一
表彰年度	賞	地区公民館	受賞者																																
H29	最優秀賞	豊里地区公民館	公民館長 松岡 良介																																
	優秀賞	野沢地区公民館	公民館長 樋口 眞																																
	優秀賞	柏原地区公民館	公民館長 望月 穂照																																
H28	最優秀賞	豊里地区公民館	公民館長 松岡 良介																																
	優秀賞	野沢地区公民館	公民館長 樋口 眞																																
	優秀賞	上堀地区公民館	公民館長 石原 英俊																																
H27	最優秀賞	豊里地区公民館	公民館長 奥田 佳孝																																
	優秀賞	柏原地区公民館	公民館長 中島 清明																																
	優秀賞	野沢地区公民館	公民館長 安坂 俊一																																

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市地区公民館報表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋 渡 勝 也

第3条中「点数」を「件数」に、「1点」を「1件」に、「2点」を「2件」に改める。

第4条中「ただし、申請する地区公民館報（以下「応募作品」という。）は、各地区公民館につき1点限りとする」を削り、同条に「2 申請する地区公民館報は、第2条で定めた期間に発行されたもの全てとする」を加える。

第5条中「応募作品」を「地区公民館報」に改める。

別記様式（第4条関係）を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

安曇野市地区公民館報表彰申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市中央公民館長

申請者

居所又は住所

地区公民館長名

印

安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

応募作品名	例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）
発行部数	部
主な記事の掲載意図	
以下は、応募作品以外の状況も含めて御記入ください。	
年間発行回数	回
判型・平均ページ数	判 ページ
1部あたりの経費	円
製本形式	外注 ・ コピー（印刷機）
編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）

※ 添付書類・・・応募作品6部各1部

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

安曇野市地区公民館報表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第2号）の一部改正

改正後	改正前
(表彰の種類及び件数) 第3条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。 (1) 最優秀賞 <u>1件</u> (2) 優秀賞 <u>2件</u> (表彰の申請) 第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、安曇野市中央公民館長に申請するものとする。 2 <u>申請する地区公民館報は、第2条で定めた期間に発行されたものの全てとする。</u> (審査会) 第5条 <u>地区公民館報の審査を行うため、安曇野市地区公民館報表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u>	(表彰の種類及び点数) 第3条 表彰の種類及び点数は、次のとおりとする。 (1) 最優秀賞 <u>1点</u> (2) 優秀賞 <u>2点</u> (表彰の申請) 第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、安曇野市中央公民館長に申請するものとする。<u>ただし、申請する地区公民館報（以下「応募作品」という。）は、各地区公民館につき1点限りとする。</u> (審査会) 第5条 <u>応募作品の審査を行うため、安曇野市地区公民館報表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u>

安曇野市地区公民館報表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第2号）の一部改正

改正後	改正前																																
別記様式（第4条関係） 別記様式（第4条関係） 安曇野市地区公民館報表彰申請書 (宛先) 安曇野市中央公民館長 申請者 居所又は住所 地区公民館長名 ㊟ 年 月 日 安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。 記 <table><tr><td>応募作品名</td><td>例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）</td></tr><tr><td>発行部数</td><td>部</td></tr><tr><td>主な記事の掲載意図</td><td></td></tr><tr><td>年間発行回数</td><td>回</td></tr><tr><td>判型・平均ページ数</td><td>判 ページ</td></tr><tr><td>1部あたりの経費</td><td>円</td></tr><tr><td>製本形式</td><td>外注・コピー（印刷機）</td></tr><tr><td>編集体制</td><td>例：〇〇編集委員会（△人）</td></tr></table> ※添付書類・・・応募作品名1部	応募作品名	例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）	発行部数	部	主な記事の掲載意図		年間発行回数	回	判型・平均ページ数	判 ページ	1部あたりの経費	円	製本形式	外注・コピー（印刷機）	編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）	別記様式（第4条関係） 別記様式（第4条関係） 安曇野市地区公民館報表彰申請書 (宛先) 安曇野市中央公民館長 申請者 居所又は住所 地区公民館長名 ㊟ 年 月 日 安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。 記 <table><tr><td>応募作品名</td><td>例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）</td></tr><tr><td>発行部数</td><td>部</td></tr><tr><td>主な記事の掲載意図</td><td></td></tr><tr><td>年間発行回数</td><td>回</td></tr><tr><td>判型・平均ページ数</td><td>判 ページ</td></tr><tr><td>1部あたりの経費</td><td>円</td></tr><tr><td>製本形式</td><td>外注・コピー（印刷機）</td></tr><tr><td>編集体制</td><td>例：〇〇編集委員会（△人）</td></tr></table> ※添付書類・・・応募作品6部	応募作品名	例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）	発行部数	部	主な記事の掲載意図		年間発行回数	回	判型・平均ページ数	判 ページ	1部あたりの経費	円	製本形式	外注・コピー（印刷機）	編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）
応募作品名	例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）																																
発行部数	部																																
主な記事の掲載意図																																	
年間発行回数	回																																
判型・平均ページ数	判 ページ																																
1部あたりの経費	円																																
製本形式	外注・コピー（印刷機）																																
編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）																																
応募作品名	例：〇月〇日号（平成〇〇年〇月〇日発行）																																
発行部数	部																																
主な記事の掲載意図																																	
年間発行回数	回																																
判型・平均ページ数	判 ページ																																
1部あたりの経費	円																																
製本形式	外注・コピー（印刷機）																																
編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）																																

安曇野市地区公民館報表彰要綱

平成 27 年安曇野市教育委員会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地区公民館活動の発展及び活性化を図るため、市内の地区公民館が発行する公民館報（以下「地区公民館報」という。）のうちから、特に優秀なものを表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象となる地区公民館報は、審査を行う前年度の 2 月 1 日から当該年度の 1 月 31 日までの間に発行したものとする。

(表彰の種類及び件数)

第 3 条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。

(1) 最優秀賞 1 件

(2) 優秀賞 2 件

(表彰の申請)

第 4 条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、安曇野市中央公民館長に申請するものとする。

2. 申請する地区公民館報は、第 2 条で定めた期間に発行されたもの全てとする。

(審査会)

第 5 条 地区公民館報の審査を行うため、安曇野市地区公民館報表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第 6 条 審査会は、委員 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 安曇野市教育長

(2) 安曇野市中央公民館長

(3) 安曇野市中央公民館長の推薦する者

(4) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱又は任命された日から審査が終了した日までとする。

3 審査会に会長を置き、安曇野市教育長をもってこれに充てる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の

決するところによる。

- 4 会長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、安曇野市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

- 2 表彰は、安曇野市公民館大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

安曇野市地区公民館報表彰申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市中央公民館長

申請者

居所又は住所

地区公民館長名

印

安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

応募作品名	
発行部数	部
主な記事の掲載意図	
年間発行回数	回
判型・平均ページ数	判 ページ
1部あたりの経費	円
製本形式	外注 ・ コピー（印刷機）
編集体制	例：〇〇編集委員会（△人）

※ 添付書類・・・応募作品各1部

報告第3号	教育部 各課
平成30年1月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 4件 (詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成29年度1月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
77	H29.12.15	スポーツ推進担当	第24回ジュニア安曇野卓球選手権大会(中学生)	安曇野卓球連盟 会長 西村 義夫	安曇野卓球連盟	後援	中信地区の生徒と卓球を通じて、情報交換により教養を深めるため。	12月10日 12月10日	平成30年1月21日 (日)	○	過去承認	○	12月18日	穂高総合体育館	卓球競技を通じて、各地域との交流、融和をはかり、且つ卓球の普及拡大、卓球技術の向上を目的とする。	競技種目: 中学校1学年男子の部・女子の部、中学校全学年(1~3年)男子の部・女子の部 競技方法: トーナメント方式 参加料: 1人600円	○	○	○	基準第4 条第2号 により可
78	H29.12.15	スポーツ推進担当	第28回安曇野市豊科バドミントン大会	安曇野市バドミントン協会・豊科支部 支部長 内川 慶一郎	安曇野市バドミントン協会・豊科支部	後援	安曇野市バドミントン協会として、地域のスポーツ振興と親睦を深める。	12月15日 12月15日	平成30年1月28日 (日)	○	過去承認	○	12月19日	豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	地域のスポーツ振興とバドミントンの普及を図るため。	競技種目: ビギナーの部(男子ダブルス・女子ダブルス・混合ダブルス)、一般の部(男子ダブルス・女子ダブルス・混合ダブルス) 競技方法: 21ポイント3ゲームマッチ(ラリーポイント制)、各種目リーグ戦とし、上位者によるトーナメントを実施。 参加料: 1人1種目500円	○	-	○	基準第4 条第2号 により可
79	H29.12.18	スポーツ推進担当	第30回堀金綱引選手権大会	堀金スポーツコミュニティ 会長 龍見 弘	堀金スポーツコミュニティ	後援	地域住民の健康増進、親睦及び民に接する振興にある事業であるので、広くPRするため。	12月18日 12月18日	平成30年1月28日 (日)	○	過去承認	○	12月25日	堀金総合体育館メインアリーナ	冬の運動不足解消と共に、競技を通じて地域住民相互と各スポーツ団体の融和と交流を図る。	競技種目: 綱引き、ロープバランスクずし、3方引き綱引き 競技方法: 種目別リーグ戦方式	○	○	○	基準第4 条第2号 により可
80	H29.12.20	スポーツ推進担当	平成29年度長野県ラージボール卓球大会兼平成30年度全日本ラージボール卓球選手権大会長野県予選会、第31回全国ラージボール卓球大会長野県予選会	長野県卓球連盟(主催)安曇野卓球連盟 会長 西村 義夫	長野県卓球連盟(主催)安曇野卓球連盟	後援	安曇野市で開催するスポーツ振興事業として必要。	12月20日 12月20日	平成30年3月4日 (日)	○	過去承認	○	12月25日	穂高総合体育館	長野県のラージボール卓球愛好者による大会と併せて、平成30年6月22日~24日に大分県別府市で行われる全日本ラージボール卓球選手権大会または平成30年11月23日~25日に福島県郡山市で行われる全国ラージボール卓球大会のどちらかに出場する代表選手を選考する。	競技種目: シングルス、ダブルス、混合ダブルス 競技方法: ダブルスはトーナメント方式、シングルスおよび混合ダブルスは予選リーグ戦、決勝トーナメント戦。 参加料: シングルス1人1,500円、ダブルス1組2,000円 ※平成25年度に後援あり。	-	-	-	基準第4 条第2号 により可

平成29年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈学校教育課〉

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
コミュニティスクール事業	・「安曇野市コミュニティスクール事業に対するアンケート調査」を学校応援隊、地域コーディネーター、各小中学校教職員へ実施しています。 質問には、コミュニティスクール事業の情報発信等の項目を加えています。 集計結果につきましては、第2回地域教育協議会や定例会において報告いたします。	第2回地域教育協議会開催予定 ※現在、2月13日（火）から2月28日（水）の間で各地域教育協議会の開催を各学校と調整しています。

社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：336 千円	9/21 県研究大会 11/14 第 2 回社会教育委員の会議 11/16～11/17 関東甲信越静研究大会 11/29 中信地区秋の研修会	2 月 7 日 市ブロック研修会 2 月 7 日 第 3 回社会教育委員の会議 3 月下旬 第 4 回社会教育委員の会議 2/16 中信地区理事会
第 2 次生涯学習推進計画策定 予算額：1,922 千円	4/27 第 1 回策定委員会 5/30 第 2 回策定委員会 7/12 第 3 回策定委員会 8/18 第 4 回策定委員会 11/9 第 5 回策定委員会 11/30 第 6 回策定委員会 ・第 2 次計画案の決定について協議	12/20～1/19 パブリックコメント実施 2/2 第 7 回策定委員会
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：3,000 千円	○10/3 安曇野市人権・平和特別授業～kizuki～ 対象児童 840 名、来賓 58 名 招待者 154 名 ○11 月 感想文応募（人権尊重作文集へ掲載）	

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：2,984 千円	○検定準備講座 7 月～10 月 全 10 回実施 受講者延べ 601 名 ○検定 12/6 受検者募集開始（一般の部） 12/18 市校長会 ジュニアの部受検取組の依頼 1/9 受検者募集締め切り 12/13 第 1 回問題作成検討会議開催 12/25 第 2 回問題作成検討会議開催 ○図書「つなぐ～安曇野の伝説～」製作 8/18 第 1 回会議 監修・執筆者参集 執筆作業開始 9/19 第 2 回会議 10/24 第 3 回会議 10/27 挿絵依頼 11/28 第 4 回会議 執筆終了 原稿・挿絵確認等 現在、印刷業者へ編集制作業務委託中	○安曇野検定（一般の部） 1/28 平成 29 年度安曇野検定 (29 年度検定準備講座内容から出題) ○ブラッシュアップ講座 検定合格者対象に実施検討中 ○安曇野検定（ジュニアの部） 図書「つなぐ～安曇野の伝説～」 1 月 完成予定 2 月 出前授業“つたえる” 安曇野検定ジュニアの部実施 (上記図書の内容から出題)
市民大学講座 予算額：764 千円	○7/2 特別編 受講者 595 名 講師：田中陽希さん 会場：豊科公民館大ホール ○8/1～9/5 信州大学編（全 5 回）受講者延べ 279 名 講師：信州大学より 5 名派遣 会場：「きぼう」多目的交流ホール	○特別編 平成 30 年度講師の選定
日本語教室 予算額：395 千円	○豊科・堀金は毎週日曜、穂高・三郷は土曜日に開催 (明科休講中) ○6/27 第 1 回ボランティア講習会 受講者 12 名 講師：佐藤 佳子さん	2 月 広報あづみの ボランティア募集記事掲載 3 月 新規ボランティア説明会 第 2 回ボランティア講習会
学校開放講座 予算額：300 千円	○社会教育法第 48 条による講座 5/3～12/23 南安曇農業高校 7/22～10/21 明科高校 受講者延べ 78 名 8/26～11/4 穂高商業高校 受講者延べ 143 名 11/18、11/25 豊科高等学校 受講者延べ 12 名 11/23 豊科南中学校 受講者 6 名 11/18、12/16 穂高南小学校 12/24 豊科高等学校 受講者 5 名	1/20 穂高南小学校 「めざせ！けん玉名人」

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育推進委員会・指導員会 予算額：1,218千円	5/9 第1回小委員会 5/30 第1回合同会議 出席者140名 研修会 講師：福岡 寿さん 演題：「障がい者の人権について」	2/20 第2回小委員会 2/27 第2回合同会議
人権教育推進協議会 予算額：582千円	○4月 第1回地域人権教育推進協議会 ○12月～ 第2回地域人権教育推進協議会 12/20 明科地域 出席者20名	第2回地域人権教育推進協議会 1/23 豊科地域 1/26 三郷地域 2/1 堀金地域 2/15 穂高地域
人権尊重作文集-kiseki- 予算額：326千円	○概要 市内小学校10校3～6年生、中学校7校1～3年、各人権学習会などの概要版などとともに合計27作品の作文集を作成し、関係者へ配付。 11～12月 作品募集	2月 発行 3月 入選者表彰
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52千円	市内31企業加入 ○6/22 安曇野市企業人権教育推進協議会総会・研修会 ○11/6 企業人権啓発講演会 受講者110名 講師：竹内昌彦さん（岡山県視覚障害者協会理事） 演題：『私の歩んだ道』～見えないから見えたもの～ 受講者：加入企業、推進委員・指導員ほか ○11/30 加入企業へ人権啓発資料の配付 「人権つうしん」「人権ながの」 ○12/3 人権のつどい 共催 参加者700名 全国中学生人権作文コンテスト入選者 表彰 講演会 演題：「夢と絆」 講師：蓮池 薫さん	2/15 理事会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会 予算額：147千円	4/24 第1回会議 12/20 第2回会議 平成30年度事業計画	3月下旬 第3回会議
公民館長会	4/10 第1回会議 5/8 第2回会議 6/5 第3回会議 7/3 第4回会議 8/7 第5回会議 9/4 第6回会議 10/10 第7回会議 12/4 第8回会議 1/9 第9回会議 第12回市公民館大会について	2/5 第10回会議 3/5 第11回会議
安曇野市総合芸術展 予算額：358千円	7/3 第1回実行委員会 10/10 第2回実行委員会 10/21 三郷地域文化祭作品選考 11/3 穂高・堀金・明科地域文化祭作品選考 11/11 豊科地域文化祭作品選考 11/21 第3回実行委員会 選考した作品の確認	2/5 第4回実行委員会 3/7～3/20 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,253千円	○年6回発行 11/1 館報39号発行 11/13 館報40号校正会議 11/22 館報41号企画会議 12/6 館報40号発行	1/23 館報41号校正会議 2/1 館報42号企画会議 2/14 館報41号発行

公民館建設事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館講堂及び文書館等改修工事 予算額：307,760千円	○定例会（毎週金曜日開催） 11/24 第12回、12/1 第13回、12/8 第14回、 12/15 第15回、12/22 第16回、1/12 第17回 ○総合定例会（毎月第1金曜日開催） 1/12 第4回（1月は第2金曜日開催）	平成29年度工事 工期：9月議会議決の日（8/22） ～平成30年3月26日 契約金額：280,800,000円
豊科公民館駐車場整備 予算額：57,800千円	4/28 豊科公民館駐車場整備工事 竣工 5/1 豊科公民館駐車場完成報告会	

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：11,690 千円		2 月 育成会だより発行 2～3 月 子ども会育成会地域 連絡協議会 2 月 8 日 堀金地域 2 月 22 日 豊科地域 3 月 1 日 穂高地域 3 月 6 日 常任委員会
青少年センター 予算額：1,071 千円	○12 月 27 日 冬休み街頭巡回（堀金） ○1 月 4 日 冬休み街頭巡回（豊科・穂高） ○1 月 5 日 冬休み街頭巡回（三郷・明科）	1 月 運営委員会 2 月 講演会 3 月 街頭巡回
ジュニア・リーダー養成 事業 予算額：67 千円		事業完了
まごころ工房 予算額：157 千円		年 6 回講座開催（参加予定者数） 2 月 24 日 料理教室（17 名）
こども体験ショー 予算額：540 千円		事業完了
子ども文化祭 予算額：345 千円		事業完了
安曇野こども映画教室 予算額：965 千円	○1 月 完成作品 DVD 作成	2 月 DVD 配布

放課後・家庭教育推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン 運営委員会 予算額：235 千円		2 月中旬 第 2 回運営委員会の開 催
放課後子ども教室 予算額：8,654 千円	○12 月 市内 10 小学校で延べ 21 回開催	5 月 17 日 放課後子ども教室の 実施 ～3 月 2 月中旬 地域連絡会議の開催 1 月 25 日 豊科東小学校 2 月 2 日 豊科南小学校、豊科北 小学校
家庭教育支援事業 予算額：271 千円		10 月 第 2 回家庭教育講座内容 検討 ～12 月 2 月 第 2 回家庭教育講座

児童館運営費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラ ブ 予算額：185,290 千円	○11 月 11～24 日 H30 年度申請受付 申請者 通年：636 名、長期 265 名 ○12・1 月 入所審査・調整	1 月末 入所決定通知書発送 3 月 入所説明会

成人式実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
成人式 予算額：4,361 千円	○1 月 7 日 成人式 スイス村サンモリッツ 対象者 1,047 人（男 521、女 526） 参加者 775 人（男 395、女 380） 出席率 74.02%	1 月下旬 記念写真送付

社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
○第 2 回地区公民館対抗球技大会 2/11（日）	○体育部長会議 12/13（水） 球技大会に関わる地区公民館体育部長会議 競技種目：ワンバウンドふらば～るバレーボール	・地区公民館エントリー締切 1/26（金） ・組合せ抽選・第 1 回審判講習会 1/31（水）
○第 8 回安曇野市高校演劇合同発表会 2/12（月・振替休日）	・市内外の 5 高校演劇部（明科高校、南安曇農業高校、穂高商業高校、豊科高校、大町岳陽高校）が当館ホールにおいて日ごろの練習成果を披露する。	
○第 55 回童謡祭り、第 37 回作詞作曲コンクール 5/5（土）	・市内小中学校の児童生徒を対象にした第 37 回作詞作曲コンクール作品を募集している。	・童謡祭り実行委員会 1/16（火） ・市内小中学校の児童生徒を対象にした第 37 回作詞作曲コンクール 作品応募締切 1/26（金）
○地区公民館活動事業補助金説明会 1/10（水）	・各地区公民館における平成 29 年度の活動補助金確定に向けて、実績報告書記入方法等について説明を行う。	・実績報告提出期限 2/1（木）

豊科公民館管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
○ホール舞台吊物装置保守点検委託業務 2/3（土）	・大ホール舞台の装置機構及びワイヤロープ、バトンなどの作動・安全確認、調整及び操作制御盤の点検を行う。	

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円		3 月 3 日 第 3 回全体会議
スポーツ推進審議会 予算額：182 千円		本年度は案件がないため開催しない
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,200 千円	<H30 年度実績（支出済のもの）> 12 月末現在 件数：74 人 交付額：742 千円	申請に基づき随時対応
第 2 次安曇野市スポーツ 推進計画の策定	12/6～1/5 パブコメ実施（コメント数は 3 件）	1 月 26 日 第 7 回策定委員会

スポーツ振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：9,367 千円	各種スポーツ教室の申込受付及び教室の開催 （46 教室・定員 2,026 人）	
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円	12/3 で全種目（17）が終了	2 月 16 日 第 2 回実行委員会

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷文化公園グラウンド バックネット防護マット 設置工事	11 月 27 日 設置工事終了 12 月 4 日 竣工検査	
公共施設予約システム	1 月 6 日～3・4 月施設予約開始（優先団体分） 1 月 13 日～3・4 月施設予約調整（優先団体分） 1 月 4 日～20 日 H30 年度体育施設使用計画受付 （体協以外団体大会・合宿等分）	1 月 25 日 3・4 月分インターネット施設抽選予約開始 2 月 1 日 3・4 月施設予約開始（窓口） 2 月 1 日～20 日 優先団体内部 5 月～9 月の大会受付 （体協・スポ少等内部事業分）

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高プール運営		平成 30 年度以降の運営について、 庁内関係部署で再検討

南部総合公園体育施設建設費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科南部総合公園体育施設 建設事業	12 月 12 日 市議会 福祉教育委員会へ「新総合体育館 建設に係る現在の状況について」報告 12 月 18 日 市議会 全員協議会へ「新総合体育館建設 に係る現在の状況について」報告	1 月 地質調査及び用地測量 2 月下旬 新総合体育館建設基本 設計に係る市民説明会を開催予定 3 月 23 日の工期に向けて、新総合 体育館建設基本設計を取りまとめる

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

芸術教育普及事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第 12 回安曇野文化講演会	第 12 回安曇野文化講演会 日時：12 月 17 日（日）午後 1 時 30 分～ 会場：豊科公民館ホール 講師：小泉武夫（食文化論者） 演題：「発酵と微生物の神秘」 参加者数：450 人	
東京藝大交流事業	第 3 回楽器演奏指導事業 指導：東京藝大音楽学部 教育研究助手・学生 20 名 2 月 3 日（土） 対象：穂高東中吹奏楽部 2 月 4 日（日） 対象：リーダーズバンド	

文化振興計画推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化振興計画 進捗管理	第 2 次文化振興計画パブリックコメント 期間：12 月 6 日（水）～1 月 5 日（金） 5 人より 26 件のコメント収受	
	第 6 回文化振興計画策定委員会 期日：1 月 31 日（水） 午前 10 時～ 内容：第 2 次安曇野市文化振興計画案について	

美術館博物館連携事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野市美術館博物館 連携事業 主催：安曇野市美術館 博物館連携事業実行委 員会	第 5 回専門部会 1 月 12 日（金）	
	学校ミュージアム	
	1 月 19 日（金） 豊科北小学校	
	1 月 25 日（木） 堀金中学校	
	出前ミュージアム 2 月 2 日（金）穂高デイサービスセンター	

文化イベント補助事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
あづみの公園早春賦音楽祭 主催 実行委員会	第14回あづみの公園早春賦音楽祭（平成30年度） 期日：1月12日（金） 第3回事務局会議 1月23日（火）第2回実行委員会	

高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
改組新第4回日展工芸美術長野県入選者展 主催 改組新第4回日展工芸美術長野県入選者展実行委員会	会期：12月19日（火）～3月4日（日） 組織：改組新第4回日展（工芸美術）に入選した長野県在住作家と実行委員会を組織 会場：記念美術館ギャラリー	
冬季企画展	・佐藤大史写真展《廻っている》 会期：12月13日（水）～24日（日） 会期中の入館者数：143人 ・望月信幸《自由律版画展》 会期：1月6日（土）～14日（日） ・カワキタカズヒロ・川北卓史《ふたりの浮世絵展》 1月17日（水）～1月28日（日） ・安曇野美術会小品展2月1日（木）～12日（月・祝） ・佐野友紀絵画展2月15日（木）～25日（日） ・本間友幸作陶展2月28日（水）～3月11日（日） ・細野静耀書道展3月15日（木）～29日（木）	

博物館係

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
郷土博物館企画展	「野鳥×植物 つながる命の営み」 会期：2月17日（土）～4月8日（日） 会場：豊科郷土博物館 2階展示室	

郷土博物館講座	「博物館こたつ講座」 会場：豊科郷土博物館 2 階学習室 参加費：100 円（資料代等）※別途入館料徴収 時間：午前 10 時 30 分～11 時 30 分 講師：各回博物館職員および関係者 定員：30 人（先着順） 申し込み：12 月 27 日（水）から各回前日までに博物館に電話で申し込み ●第 3 回 日時：1 月 6 日（土） 内容：「昭和の自宅結婚式～これから結婚式をする人たちへ～」 ●第 4 回 日時：1 月 20 日（土） 内容：「未来に受け継ぐ長峰山の自然」 ●第 5 回 日時：1 月 27 日（土） 内容：「安曇族、乗るのは舟ではなく馬」 ●第 6 回 日時：2 月 3 日（土） 内容：「勘左衛門堰をめぐる村と人～拾ヶ堰開削前史～」	「上田恵介氏 特別講演会」 内容：「花や実を進化させた鳥たちの不思議」 日時：2 月 24 日（土） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：豊科交流学习センター「きぼう」多目的交流ホール 参加費：100 円（資料代等）※別途入館料徴収 講師：各回博物館職員および関係者 定員：150 人（先着順） 申し込み：1 月 16 日（火）から博物館に電話で申し込み
	「昔の暮らし体験教室」 期日及び場所：1 月 12 日（金）堀金小学校、1 月 16 日（火）豊科南小学校、1 月 19 日（金）豊科東小学校、1 月 24 日（水）明南小学校、1 月 25 日（木）穂高西小学校、1 月 29 日（月）豊科北小学校、1 月 30 日（火）三郷小学校、1 月 31 日（水）穂高南小学校、2 月 7 日（水）明北小学校、2 月 8 日（木）穂高北小学校 内容：小学校 3 年生の社会科の授業にあわせ、市内郷土資料館等所蔵資料を活用し、それぞれの学校に講師が伺い、実際に昔（太平洋戦争中～昭和 30 年代まで）の資料に触れ、当時の暮らしを体感してもらう。1 クラス 30 分程度。	

新市立博物館準備 室出前展示（コンパクト展示）	「正月様どこまでござった？正月ちゅうもんはいいもんだ!!」 会期:12月22日（金）～1月15日（月） 会場:江戸川区立穂高荘	三郷交流学习センター 一開館記念展示「三郷 古写真から繙く三郷 の風景」（仮称） 会期:3月10日（土）～ 会場:三郷交流学习 センター交流ラウン ジ
職員派遣その他	「安曇野の食文化」への講師派遣 期日:1月12日（金） 会場:豊科高等学校本館2階社会科教室 内容:3学年地理選択A講座「信州学」の一環として	
	「明科の魅力再発見講座」への講師派遣 期日:1月30日（火） 会場:明科公民館講堂 内容:「お舟祭りに見る明科の魅力」と題した講座	
	その他、常設展示リニューアルに向けた取り組み、紀要発行準備等。	

郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高郷土資料館	冬季休館（～2月末まで）	
穂高鐘の鳴る丘集 会所		

貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
企画展示	「木版画とタイルアートの世界」 会期:1月11日（木）～1月28日（日） 会場:貞享義民記念館1階企画展示室	「三郷美術会小品展」 会期:3月4日（日） ～3月21日（水） 会場:貞享義民記念館 1階企画展示室
	『じょうきょうそうどう』って知ってる?！ 会期:1月16日（火）～2月12日（月・祝） 会場:貞享義民記念館1階ホール	
	「瀧澤伸介絵画展」 会期:1月30日（火）～2月25日（日） 会場:貞享義民記念館1階企画展示室	

公文書開館準備事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
設置条例の制定	「安曇野市文書館条例」の概要についてのパブリックコメントの実施 ・意見等の募集期間:12月25日（月）～1月25日（木）	

歴史文書整理事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
歴史文書整理	古文書整理作業（上川手文書整理）	松岡家（三郷）文書整理

歴史的価値ある公文書整理事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
歴史的価値ある公文書整理	歴史的価値ある公文書としてのシステム登録 公開・非公開の選別作業	文書管理・検索システム

地域資料収集・整理事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
地域資料収集・整理	穂高古文書勉強会の運営委員の方々に目録作成のための調査を依頼。	

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	・補助事業を実施している無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等への補助事業を実施。	随時事務処理を行う
「安曇平のお船祭り」調査	・平成29年度のお船祭り調査のまとめと、来年度調査に向けての課題の洗い出し	調査を継続
文化財防火デーの実施 （消火訓練、火災報知設備等点検）	・1月12日（金）…専念寺 16日（火）…信濃教育会生涯学習センター 17日（水）…法蔵寺 19日（金）…宗林寺、雲龍寺、光久寺他 25日（木）…松尾寺、平福寺	
あづみのフィルムアーカイブ事業	・「よみがえる安曇野Ⅱ」制作にむけて編集作業 ・BGM収録、8mm提供者等への取材	

指定文化財の保存 管理等についての 協議等	・曾根原家住宅 保存修理工事事務（1月9・16日） ・本陣等々力家について（1月16日）	
文化財保護へ向け た啓発活動	・広報への文化財コラムの掲載	
日本遺産申請に向 けての協議	・1月12日（金） 申請に向けての協議	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
埋蔵文化財包蔵地 内等での開発に対 しての工事立会	・一般開発・公共事業に伴う工事立会い	
文化財保護法 第93・94条関係の 事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
埋蔵文化財報告書 作成作業	・穂高神社境内遺跡発掘調査（穂高支所建替え）に伴う報 告。平成28年度工事立会い・試掘調査に伴う報告	報告書作成へ向け継 続
遺物整理作業	・試掘調査等で出土した遺物等の整理作業他	

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

交流学习センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
交流学习センター等事業	○ 「クヌギ林の宝石 ～穂高天蚕のあゆみ～」 ・ 期日：12月9日（土）～2月9日（金） ・ 場所：穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー ・ 機織り実演：1月13日（土） 20日（土） ・ 内容：写真と解説、機織りの実演等	○ 熊井啓監督没後10周年企画 熊井啓監督作品「熊井明子講演会・お吟さま上映会」 ・ 期日：2月3日（土） - 午前10：00～ 上映会 - 午後13：30～ 講演会・上映会 ・ 場所：豊科交流学习センター「きぼう」多目的交流ホール ・ 内容：「お吟さま」上映会と熊井明子氏による講演会

交流学习センター(建設)事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷交流学习センター建設事業		○ 三郷交流学习センター「ゆりのき」施設見学会 ・ 期日：平成30年2月4日（日） - 午前の部 10：00～11：00 - 午後の部 13：00～14：00

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	○ 第2次図書館基本計画（案）のパブリックコメント ・ 実施期間：平成29年12月26日 ～平成30年1月24日（水）	○ 図書館協議会 ・ 期日：2月22日（木）13：30～15：00 ・ 場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・ 内容：「第2次安曇野市図書館基本計画策定について」、「平成30年度安曇野市図書館事業計画(案)について」、「その他」